

佐世保市監査委員公表第9号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

市民生活部 分

令和6年3月11日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆  
佐世保市監査委員 井 上 友



5 コ 協 第 6 7 1 号  
令 和 6 年 3 月 7 日

佐世保市監査委員

宮 崎 祐 輔 様  
赤 瀬 隆 彦 様  
井 上 友 子 様

佐世保市長 宮 島 大 典



監査結果に対する措置について（通知）

令和6年1月24日付、佐世保市監査委員報告第19号で提出された監査結果報告  
について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局
令和6年3月7日
第 号

# 措置通知書

市民生活部

三川内支所

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 佐世保市財務規則第77条第1項にて「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、未使用の領収書綴について領収書綴受払簿で管理がされていなかった。</p>	<p>財務規則の誤認識により、未使用の領収書綴1冊を領収書綴受払簿に登載していなかったものです。なお、使用中の領収書綴1冊は領収書綴受払簿に登載していました。</p> <p>当該未使用の領収書綴については、領収書綴受払簿とは別の文書ファイルに冊番号と未使用であることを記載し、金庫に保管するとともに、月に1度は異状がないことを確認していました。</p> <p>この度の監査結果を受け、速やかに、未使用の領収書綴を領収書綴受払簿に登載することを所員に徹底し、未使用の領収書綴の受領年月日及び冊番号を領収書綴受払簿に記載しました。</p> <p>また、注意喚起のため、「受領年月日と冊番号を領収書綴受払簿に記載して管理すること(佐世保市財務規則第77条第1項)。」と記載した付箋を領収書綴に付しました。</p> <p>なお、令和6年1月26日の部内会議で、本件についての情報共有を行いました。また、領収書綴受払簿の管理について、部内全課で確認しました。</p>